

平成30年 6 月 29 日

## 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の 指定の期限延長について

国土交通省では、平成30年5月24日の運輸審議会の答申を受け、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第3条に基づき、下記の地域を6月29日(金)付けで特定地域の指定の期限を延長しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 指定の期限が延長になる地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき  
中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」

#### 2. 延長される指定の期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで  
（平成30年6月29日の官報告示による）

#### ※特定地域とは

全国631の営業区域のうち、国土交通省が供給過剰の状況がみられるとして全国で27地域を指定している。

指定を受けると新規参入や増車が禁止され、自治体や事業者等で構成される協議会が作成した特定地域計画に基づき減車や活性化策を進められます。

(問い合わせ先)

中国運輸局 自動車交通部旅客第二課

担当：門包<sup>もんづつみ</sup>・鬼村<sup>おにむら</sup>

TEL : 082-228-3450

FAX : 082-228-3452